

特別支援学校



岡山南養護学校（岡山市南区内尾）

特別支援学校―これは、平成18年6月の学校教育法の改正により、障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加の実現に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、平成19年4月から新設された学校で、これまでの盲・聾・養護学校にあたります。岡山県では、県南部における特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、特別支援学校の新設を検討しています。この施設を総社圏域に誘致しようという動きが本格化しています。またとないこのチャンスを見逃すことのないよう、総社市議会にも陳情が寄せられ、審議を重ねました。

負担が多い 遠距離通学

この問題は、平成6年ご

ろから一般質問で議論がされてきていましたが、実現までには至っていませんでした。最近では平成20年6月定例市議会での一般質問で市民が起こした特別支援学校設立要望署名運動に対する市長の考えを、議員が問いただしたことからの問題が再燃したものです。この時、障がい者支援として「総社市に特別支援学校があつたらいいな」という市民の大なる声、また、知的障がいや肢体不自由のある児童生徒が市外に通学を余儀なくされている現状を鑑みて、市内に特別支援学校が必要と訴えました。これに対し、市長は「遠距離通学を強いられ、保護者や児童生徒の負担も増加していることから、真備、高梁なども含めた地理的条件から、ぜひ総社市に特別支援学校を設置してもらえ

倉敷・総社地域が候補地に

平成20年9月には市民の間で「総社市に特別支援学校をつくる会」が設立され、4万4000人を超える署名が集まり、県知事、県教育長に要望書の提出がなされました。

そんな矢先、岡山県が平成21年3月に「岡山県特別支援教育推進プラン」を発表。その中で「新設校の設置場所については、倉敷、総社地域等を候補地域とする」とともに、平成21年度から具体的な設置場所や学校規模等について検討を始めます」と明記されました。

これをもとに、「総社市に特別支援学校をつくる会」から陳情書が議会に提出され、6月定例市議会にて審議されました。

6月15日には、担当委員会である総務文教委員会、6月18日には市議会全員協議会を開催。今までの経緯やユニチカ跡地を設置候補地として無償貸与の条件で

岡山県が県南に新設を検討

総社圏域誘致に向け意見書提出

県と協議し、設置を働きかけたという説明を受けて、次のようなやりとりがありました。

就職支援・救済の考えは

Q ユニチカ跡地は、譲渡の条件として特定目的に使用制限されている土地であり、設置に問題はないか。特別支援学校をつくるのは結構なことだが、特

別支援学校卒業後の対策、就職支援、救済の考えがあるか。

A 福祉目的に活用してほしいという条件と聞いており、今回の話は譲渡の条件に合致すると考えている。教育委員会としても新設学校に職業訓練的なことも行えるものを要望していきたい。

Q 特別支援学校を誘致するメリット、デメリットは何か。

A 財政面では、校舎や建物に県が負担することになる。ユニチカ跡地の周辺道路は現在の計画で十分整備できるので、新たな財政負担は不要。メリットとしては、障がいのある子どもには、一人ひとりに応じた教育が必要で、保護者にも支援、相談事業が必要となるので、専門知識をもった人と連携が図れ、個々

ユニチカ跡地は企業誘致としての利用価値も

Q ユニチカ跡地で、小中学校、高等部教室、体育館、運動場などをつくる面積が確保できるのか懸念している。

A まだ、県が規模、学区の範囲を決めていないので、絶対に必要な面積はわからないが、一つの目安として岡山南養護学校が3万㎡の敷地で2万㎡の建物敷地、運動場が4500㎡、あと実習地も必要ということがある。周辺農地の借用も考えられる。

Q 基本は土地まで県がすべきと思う。ユニチカ跡地は企業誘致により雇用、税収面で利用価値が創出できる非常にいい土地。他の場所を模索することも必要ではないか。

A 市では、県が財政難であり、誘致条件として土地の無償提供は必要と考えている。このことで、

環境面から場所は適当か

Q ユニチカ跡地を市へ返還したとき、ユニチカが用途区域の変更を申し出ていると思うが、どうか。

A 現状は工業地域である。その当時、すぐに変更するということは聞いていない。特別支援学校を持つてくることにより、用途区域の一部変更が必要である。ユニチカ跡地は、近くに川もあり、本当に

総社市への特別支援学校設置を求める意見書

平成19年4月1日、改正学校教育法の施行により、特別支援教育の一層の推進が求められているが、昨今の幼児児童生徒の障がいは、重度・重複化、多様化の傾向が見られ、支援の必要な子どもも増加している。

現在、総社圏域に特別支援学校が設置されていないため、圏域に在住する重い知的障がいや肢体不自由のある児童生徒が、スクールバス等による遠距離通学を強いられており、児童生徒はもとより、その保護者にとって精神的・身体的に大きな負担となっている。また、小・中学校に設置している特別支援学級に就学せざるを得ない現状もある。このことは、障がいのある子どもたちが適正な就学を行う上で重大な支障となっている。

こうした中、岡山県教育委員会が公表した「特別支援教育推進プラン」に、倉敷・総社地域等を候補地域とした特別支援学校新設について明記されていることから、新設の特別支援学校を総社市へ設置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月18日

岡山県総社市議会